

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	有効期限
日本調剤 みどり町薬局	広島市南区翠5-17-10	令和 7年 8月 1日	令和13年 7月31日
医療法人 クリニックいけだ	広島市安佐南区西原1丁目8番13号	令和 7年 8月20日	令和13年 8月19日
中島歯科クリニック	広島市安佐南区大塚西二丁目1番32号第12平勝ビル201	令和 7年 8月 1日	令和13年 7月31日
そよかぜ薬局	広島市安佐南区上安二丁目5番26号	令和 7年 8月 1日	令和13年 7月31日
医療法人社団博寿会 山下歯科クリニック	広島市安佐北区口田一丁目15番6号	令和 7年 8月 1日	令和13年 7月31日
エスマイル薬局おちあい店	広島市安佐北区落合1丁目13-6	令和 7年 8月 1日	令和13年 7月31日
田中歯科医院	広島市安芸区矢野西5-13-28	令和 7年 8月 2日	令和13年 8月 1日
かしづき歯科クリニック	広島市佐伯区海老園1丁目12-26	令和 7年 8月 1日	令和13年 7月31日